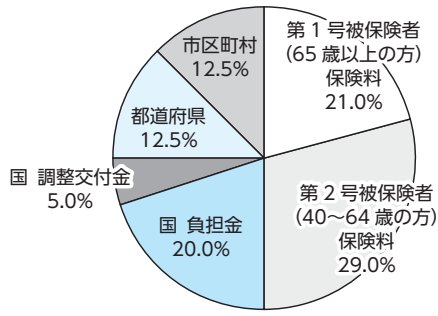


4月から65歳以上の方の介護保険料が改定されました

第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）により、4月から65歳以上の方の介護保険料が改定されました。

◇介護保険の財源

介護保険制度は、国、県、市の負担金（税金）と保険料を財源に運営されており、社会全体で制度を支えるしくみとなっています。



◇介護保険料

第4期（平成21～23年度）の介護保険料は、地域ごとに異なっていました。第5期では、全地域統一となります。年間の介護保険料の基礎となる基準月額は今後3年間の給付費を推計し、4,400円と設定しました。

保険料基準月額の推移（第3期～5期）

	第3期 (H18～20)	第4期 (H21～23)	第5期 (H24～26)
旧栃木市	3,452円	4,190円	4,400円
旧大平町	3,420円	4,050円	
旧藤岡町	3,100円	3,100円	
旧都賀町	2,812円	3,575円	
旧西方町	3,650円	3,100円	

◇保険料の設定

所得段階や保険料率は、基準月額（4,400円）をもとに、所得に応じた負担の公平を図り、さらに低所得者の方の負担軽減を図るため、新たに特例第3段階を設け、9段階11区分に細分化しました。4月からの保険料率等は下表のとおりです。

◇問合せ先

- 本 市民税課 電話 (21) 2123
- 本 介護保険課 電話 (21) 2531
- 大 税務課 電話 (43) 9208
- 藤 税務課 電話 (62) 0902
- 都 税務課 電話 (29) 1101
- 西 地域まちづくり課 電話 (92) 0304

平成24～26年度 介護保険料段階一覧（全地域統一）

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料額
第1	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.47	24,800円
第2	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.47	24,800円
特例第3 (新設)	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 × 0.65	34,300円
第3	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.75	39,600円
特例第4	世帯員に市民税課税の方がいる場合で、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.85	44,900円
第4	世帯員に市民税課税の方がいる場合で、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 (基準月額 4,400円 × 12か月)	52,800円
第5	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	基準額 × 1.2	63,400円
第6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額 × 1.3	68,600円
第7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.5	79,200円
第8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	92,400円
第9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 × 2.0	105,600円

栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

市では、高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、平成24年度を初年度とする3か年計画を策定しました。

本計画策定にあたり、一般高齢者、要介護（要支援）認定者合わせて5千人を対象にアンケートを実施、さらに高齢者保健福祉事業並びに介護保険事業の実施状況等を踏まえ、策定委員会での審議およびパブリックコメントを行い、市民の皆さんの意見を反映しました。

◇基本理念

高齢者がいきいきと暮らせる長寿のまち あったかたち

◇重点目標

- 施策1 健康づくり介護予防の推進
- 施策2 在宅支援の推進
- 施策3 介護サービスの基盤整備
- 施策4 認知症支援対策の充実
- 施策5 相互扶助体制の確立

高齢者が地域社会でいきいきと暮らし、また介護が必要になっても安心して暮らすことができるような環境づくりに努めていきます。

◇パブリックコメント結果

1月18日～2月17日にパブリックコメント（意見募集）を実施しましたが、意見等はありませんでした。

◇問合せ先

- 本 高齢福祉課 電話 (21) 2523
- 本 介護保険課 電話 (21) 2531